

佐賀県私立学校等に関する規則をここに公布する。

佐賀県私立学校等に関する規則

私立学校法施行細則(昭和31年佐賀県規則第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定に基づき、知事の所管に属する私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校並びに学校法人及び私立学校法第152条第5項に規定する法人(以下「準学校法人」という。)に関する事務手続について、他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令7規則30・一部改正)

(学校設置認可申請等)

第2条 学校教育法第4条第1項の規定により私立学校の設置の認可を受けようとする者は、当該私立学校を開設しようとする月(以下「開設月」という。)の15月前までに学校設置認可申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により学校設置認可申請書を提出した者は、当該申請に係る審査において必要と認められる場合には、開設月の8月前までに関係書類提出書(様式第1号の2)を知事に提出しなければならない。

3 学校教育法第4条第1項の規定により次の各号に掲げる事項の認可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を当該事項を行おうとする日の3月前までに知事に提出しなければならない。

(1) 私立学校の廃止 学校廃止認可申請書(様式第2号)

(2) 私立高等学校の課程の設置 課程設置認可申請書(様式第3号)

(3) 私立高等学校の課程の廃止 課程廃止認可申請書(様式第4号)

(4) 私立高等学校の学科の設置 学科設置認可申請書(様式第5号)

(5) 私立高等学校の学科の廃止 学科廃止認可申請書(様式第6号)

(6) 私立学校の設置者の変更 設置者変更認可申請書(様式第7号)

(7) 私立学校(私立高等学校の通信制の課程で学校教育法第54条第3項に規定するもの(以下「広域の通信制の課程」という。))を除く。)の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書(様式第8号)

(8) 広域の通信制の課程に係る学則の変更(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第23条第1項第11号に規定する軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。) 広域通信制課程学則変更認可申請書(様式第9号)

(平15規則20・平20規則5・令5規則35・令7規則30・令8規則22・一部改正)

(授業の停止)

第3条 私立学校の設置者は、私立学校の授業を1週間以上停止しようとするときは、その旨を授業停止届(様式第10号)により知事に届け出なければならない。

(学校長採用届)

第4条 学校教育法第10条の規定による届出は、学校長採用届(様式第11号)により行わなければならない。

(学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による届出)

第5条 令第27条の2第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める届出書により行わなければならない。

(1) 私立学校の目的を変更しようとするとき 目的変更届(様式第12号)

(2) 私立学校の名称を変更しようとするとき 名称変更届(様式第13号)

(3) 私立学校の位置を変更しようとするとき 位置変更届(様式第14号)

(4) 学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき 学則変更届(様式第15号)

(5) 私立高等学校の専攻科又は別科を設置しようとするとき 専攻科(別科)設置届(様式第16号)

(6) 私立高等学校の専攻科又は別科を廃止しようとするとき 専攻科(別科)廃止届(様式第17号)

(7) 分校を設置しようとするとき 分校設置届(様式第18号)

(8) 分校を廃止しようとするとき 分校廃止届(様式第19号)

(9) 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき 経費の見積り及び維持方法の変更届(様式第20号)

(10) 校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更をしようとするとき 校地等変更事前届(様式第21号)

(11) 校地、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地に関する権利を取得し、若しくは処分したとき又は用途の変更をしたとき 校地等変更完了届(様式第21号の2)

(12) 校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき 校舎等変更事前届(様式第22号)

(13) 校舎その他直接保育又は教育の用に供する建物に関する権利を取得し、若しくは処分したとき又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えたとき 校舎等変更完了届(様式第22号の2)

(令5規則35・令7規則30・令8規則22・一部改正)

(私立の専修学校への準用等)

第6条 第2条(第3項第4号、第5号、第7号及び第8号を除く。)から前条(第1号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第133条第1項において準用する同法第10条」と、前条中「令第27条の2第1項」とあるのは「学校教育法第131条」と、同条第4号中「学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき」とあるのは「学則を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。

2 学校教育法第130条の規定による私立の専修学校の目的の変更の認可を受けようとする者は、変更しようとする日の3月前までに目的変更認可申請書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。

(平15規則20・平20規則5・令5規則35・令7規則30・令8規則22・一部改正)

(私立の各種学校への準用)

第7条 第2条(第3項第2号から第5号まで及び第8号を除く。)から第5条(第5号、第6号及び第9号を除く。)までの規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第2条中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、第4条中「第10条」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第10条」と、第5条中「第27条の2第1項」とあるのは「第27条の3」と、同条第4号中「学則の変更(令第23条第1項第11号及び第12号に規定する学則の変更を除く。)をしようとするとき」とあるのは「学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。

(平15規則20・平20規則5・令5規則35・令7規則30・令8規則22・一部改正)

(私立学校審議会の組織)

第8条 私立学校法第8条第1項の規定に基づき設置する佐賀県私立学校審議会(以下「審議会」という。)は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(平17規則56・令7規則30・一部改正)

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(平16規則16・平28規則20・一部改正)

第10条及び第11条 削除

(平17規則56)

(学校法人等の寄附行為の認可)

第12条 私立学校法第23条第1項又は同法第152条第6項において準用する同法第23条第1項の規定により学校法人又は準学校法人(以下「学校法人等」という。)の寄附行為の認可を申請しようとする者は、学校法人等を設立しようとする日の3月前までに、学校法人等寄附行為認可申請書(様式第26号)を知事に提出しなければならない。

(令3規則19・令7規則30・一部改正)

(学校法人等の寄附行為の変更)

第13条 私立学校法第108条第3項又は同法第152条第6項において準用する同法第108条第3項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとする者は、学校法人等寄附行為変更認可申請書(様式第27号)を知事に提出しなければならない。

2 私立学校法第108条第5項又は同法第152条第6項において準用する同法第108条第5項の規定による届出は、学校法人等寄附行為変更届(様式第27号の2)により行わなければならない。

(平15規則20・令7規則30・一部改正)

(学校法人等の解散)

第14条 私立学校法第109条第3項又は同法第152条第6項において準用する同法第109条第3項の規定により解散の認可又は認定を受けようとする者は、その解散しようとする日の3月前までに、学校法人等解散認可申請書(様式第28号)を知事に提出しなければならない。

2 私立学校法第109条第5項又は同法第152条第6項において準用する同法第109条第5項の規定による届出は、学校法人等解散届(様式第29号)により行わなければならない。

(令7規則30・一部改正)

(学校法人等の合併)

第15条 私立学校法第126条第3項又は同法第152条第6項において準用する同法第126条第3項の規定により合併の認可を受けようとする者は、学校法人等合併認可申請書(様式第30号)を知事に提出しなければならない。

(令7規則30・一部改正)

(登記の届出等)

第16条 私立学校法施行令(昭和25年政令第31号)第6条第1項の規定による届出は、登記完了届(様式第31号)により行わなければならない。

- 2 私立学校法施行令第6条第2項の規定による届出は、役員等変更届 (様式第32号) により行わなければならない。
(令3規則19・令7規則30・一部改正)
(提出書類等)
- 第17条 知事は、必要があると認めるときは、各様式に定める添付書類以外の書類の提出を求め、又は添付書類の一部の提出を免除することができる。
(令7規則30・追加)
(補則)
- 第18条 この規則に定めるもののほか、私立学校等の事務手続に関し必要な事項は別に定める。
(令7規則30・旧第17条繰下)
- 附 則
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成15年規則第20号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。
附 則(平成16年規則第16号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則(平成17年規則第56号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則(平成19年規則第8号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成20年規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成28年規則第20号)抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則(令和2年規則第9号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年規則第19号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。
附 則(令和5年規則第35号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。
附 則(令和7年規則第30号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条、第6条及び第7条の改正規定、様式第1号を改める改正規定並びに様式第1号の次に1様式を加える改正規定は、令和7年10月1日から施行する。
附 則(令和8年規則第22号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7条、様式第3号から様式第6号まで、様式第14号及び様式第23号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県私立学校等に関する規則(次項において「改正前規則」という。)に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の佐賀県私立学校等に関する規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 様式第1号(第2条、第6条、第7条関係)
(令7規則30・全改)

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

学 校 設 置 認 可 申 請 書

学校を設置したいので、
4条第1項 } { 学校教育法第4条第1項
 } { 学校教育法第130条第1項
 } { 学校教育法第134条第2項において準用する同法第
 } の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置趣意書
- 2 学校の概要
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則
 - (5) 開設の時期
- 3 添付書類
 - (1) 施設概要調書
 - (2) 学級編制表
 - (3) 教職員組織表
 - (4) 設置経費の明細
 - (5) 経費の見積り及び維持方法(設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの収支予算書)
 - (6) 校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (7) 校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (8) 寄附行為(法人の場合に限る。)
 - (9) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (10) その他知事が必要と認める書類

様式第1号の2(第2条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

関係書類提出書

年 月 日付けで申請しました学校設置認可申請書について、関係書類を提出します。

- 1 設置趣意書
- 2 学校の概要
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則
 - (5) 開設の時期
- 3 添付書類
 - (1) 施設概要調書
 - (2) 校具及び教具の明細表
 - (3) 学級編制表
 - (4) 教職員組織表
 - (5) 教職員名簿
 - (6) 教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (7) 設置者(代表者)の履歴書及び私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であることを誓約する書面
 - (8) 経費の見積り及び維持方法(設置経費の明細及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (9) 校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (10) 校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (11) 飲料水が衛生上無害であることを証する書類(上水道以外の場合に限る。)
 - (12) 寄附行為(法人の場合に限る。)
 - (13) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (14) その他知事が必要と認める書類

様式第2号(第2条、第6条、第7条関係)

(平15規則20・平20規則5・令3規則19・一部改正)

様式第2号(第2条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

学校廃止認可申請書

学校を廃止したいので、
（ 学校教育法第4条第1項
 学校教育法第130条第1項
 学校教育法第134条第2項において準用する同法第

4条第1項 ）の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止の理由
- 2 廃止の時期
- 3 児童、生徒又は幼児の処置方法
- 4 指導要録等の処置方法
- 5 教職員の処置方法
- 6 資産の処置方法
- 7 添付書類
 - (1) 寄附行為(法人の場合に限る。)
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (3) その他知事が必要と認める書類

様式第3号(第2条、第6条、第7条関係)

(平15規則20・平19規則8・平20規則5・令3規則19・令7規則30・令8規則22・一部改正)

様式第3号(第2条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

氏名

課程設置認可申請書

学校に 課程を設置したいので、学校教育法第4条第1項
学校教育法第130条第1項の規定に

より、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置趣意書
- 2 課程の概要
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則の変更事項
 - (5) 開設の時期
- 3 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 学級編制表
 - (5) 教職員組織表
 - (6) 教職員名簿
 - (7) 新たに採用する教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (8) 経費の見積り及び維持方法(設置経費の明細、申請年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (9) 使用に係る校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (10) 使用に係る校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (11) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (12) その他知事が必要と認める書類

様式第4号(第2条、第6条、第7条関係)

(平15規則20・平20規則5・令3規則19・令8規則22・一部改正)

様式第4号(第2条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

課程廃止認可申請書

学校の 課程を廃止したいので、 $\left(\begin{array}{l} \text{学校教育法第4条第1項} \\ \text{学校教育法第130条第1項} \end{array} \right)$ の規定に

より、関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止の理由
- 2 廃止の時期
- 3 学則の変更事項
- 3 生徒の処置方法
- 5 教職員の処置方法
- 6 資産の処置方法
- 7 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (3) その他知事が必要と認める書類

様式第5号(第2条、第7条関係)

(平15規則20・平19規則8・平20規則5・令3規則19・令7規則30・令8規則22・一部改正)

様式第5号(第2条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

氏名

学 科 設 置 認 可 申 請 書

学校に 学科を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 設置趣意書
- 2 学科の概要
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 学則の変更事項
 - (5) 開設の時期
- 3 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則前文
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 学級編制表
 - (5) 教職員組織表
 - (6) 教職員名簿
 - (7) 新たに採用する教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (8) 経費の見積り及び維持方法(設置経費の明細、申請年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (9) 使用に係る校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (10) 使用に係る校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (11) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (12) その他知事が必要と認める書類

様式第6号(第2条、第7条関係)

(平15規則20・平20規則5・令3規則19・令8規則22・一部改正)

様式第6号(第2条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

学 科 廃 止 認 可 申 請 書

学校の 学科を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止の理由
- 2 廃止の時期
- 3 学則の変更事項
- 4 生徒の処置方法
- 5 教職員の処置方法
- 6 資産の処置方法
- 7 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (3) その他知事が必要と認める書類

様式第7号(第2条、第6条、第7条関係)

(平15規則20・平19規則8・平20規則5・令2規則9・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第7号(第2条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

変更前の設置者住所

氏名

変更後の設置者住所

氏名

設置者変更認可申請書

学校の設置者を変更したいので、
（学校教育法第4条第1項
学校教育法第130条第1項
学校教育法第134条第2項において準用す

る同法第4条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 目的
- 4 名称
- 5 位置
- 6 学則
- 7 添付書類
 - (1) 新設置者(代表者)の履歴書及び私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (3) 財産目録
 - (4) 経費の見積り及び維持方法(申請年度及び変更後2年間の事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (5) 新設置者の役員名簿(法人の場合に限る。)
 - (6) 寄附行為(法人の場合に限る。)
 - (7) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (8) その他知事が必要と認める書類

様式第8号(第2条、第7条関係)

(平15規則20・平19規則8・平20規則5・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第8号(第2条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

収容定員に係る学則変更認可申請書

学校の収容定員に係る学則を変更したいので、学校教育法〔第4条第1項
第134条第2項に
おいて準用する同法第4条第1項〕の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 学級編制表
 - (5) 教職員組織表
 - (6) 教職員名簿
 - (7) 新たに採用する教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (8) 経費の見積り及び維持方法(申請年度及び変更後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (9) 変更に係る校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (10) 変更に係る校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (11) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (12) その他知事が必要と認める書類

様式第9号(第2条、第7条関係)

(平15規則20・平19規則8・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第9号(第2条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

広域通信制課程学則変更認可申請書

学校の広域の通信制の課程に係る学則を変更したいので、学校教育法第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 教職員組織表
 - (5) 教職員名簿
 - (6) 新たに採用する教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (7) 経費の見積り及び維持方法(申請年度及び変更後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (8) 通信教育について協力する高等学校の概要書
 - (9) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (10) その他知事が必要と認める書類

様式第10号(第3条、第6条、第7条関係)

(令3規則19・一部改正)

様式第10号(第3条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

授 業 停 止 届

学校の授業を停止したいので、佐賀県私立学校等に関する規則

（第3条
第6条に
第7条に

）
において準用する同規則第3条
において準用する同規則第3条

）の規定により届け出ます。

- 1 授業を停止する理由
- 2 授業停止の期間
- 3 児童、生徒又は幼児の処置方法
- 4 添付書類

理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第11号(第4条、第6条、第7条関係)

(平19規則8・平20規則5・令3規則19・一部改正)

様式第11号(第4条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

学 校 長 採 用 届

学校の学校長を次のとおり採用しましたので、学校教育法

（第10条
第133条第1項に
第134条第2項に

）
において準用する同法第10条
において準用する同法第10条

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

氏 名	
専任・兼任の別	
採用年月日	
備 考	

(添付書類)

- 1 履歴書
- 2 学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 3 教育職員免許状の写し
- 4 学校教育法施行規則第21条の規定により採用するときは、その理由書

様式第12号(第5条、第7条関係)

(令3規則19・一部改正)

様式第12号(第5条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

目 的 変 更 届

学校の目的を変更したいので、学校教育法施行令（第27条の2第1項
第27条の3）の

規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の目的
- 4 変更後の目的
- 5 添付書類
 - (1) 変更後の学則全文
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第13号(第5条、第6条、第7条関係)

(平20規則5・令3規則19・一部改正)

様式第13号(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

名 称 変 更 届

学校の名称を変更したいので、

学校教育法施行令第27条の2第1項
学校教育法第131条
学校教育法施行令第27条の3

の規定によ

り、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の名称
- 4 変更後の名称
- 5 添付書類

理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第14号(第5条、第6条、第7条関係)

(平20規則5・令3規則19・令8規則22・一部改正)

様式第14号(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

位 置 変 更 届

学校の位置を変更したいので、

(学校教育法施行令第27条の2第1項)の規定
	学校教育法第131条	
	学校教育法施行令第27条の3	

により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の位置
- 4 変更後の位置
- 5 添付書類
 - (1) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (5) 校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (6) 飲料水が衛生上無害であることを証する書類(上水道以外の場合に限る。)

様式第15号(第5条、第6条、第7条関係)

(平20規則5・令3規則19・一部改正)

様式第15号(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

学 則 変 更 届

学校の学則を変更したいので、

〔	学校教育法施行令第27条の2第1項	〕の規
	学校教育法第131条	
	学校教育法施行令第27条の3	

定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 学則の変更事項
- 4 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)
 - (3) 施設概要調書(専修学校の収容定員に係る学則変更の場合に限る。)

様式第16号(第5条関係)

(平19規則8・令3規則19・令7規則30・令8規則22・一部改正)

様式第16号(第5条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所

氏名

専攻科(別科)設置届

学校に専攻科(別科)を設置したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項
学校教育法第131条

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の理由
- 2 名 称
- 3 位 置
- 4 学則の変更事項
- 5 開設の時期
- 6 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 学級編制表
 - (5) 教職員組織表
 - (6) 教職員名簿
 - (7) 新たに採用する教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (8) 経費の見積り及び維持方法(届出年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (9) 使用に係る校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (10) 使用に係る校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (11) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第17号(第5条関係)

(令3規則19・令8規則22・一部改正)

様式第17号(第5条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

専攻科(別科)廃止届

学校の専攻科(別科)を廃止したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項
学校教育法第131条

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 専攻科(別科)の名称
- 2 廃止の理由
- 3 廃止の時期
- 4 生徒の処置方法
- 5 指導要録等の処置方法
- 6 教職員の処置方法
- 7 施設、設備等の処置方法
- 8 添付書類
理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第18号(第5条、第6条、第7条関係)

(平19規則8・平20規則5・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第18号(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

分 校 設 置 届

学校の 分校を設置したいので、
〔学校教育法施行令第27条の2第1項
学校教育法第131条
学校教育法施行令第27条の3〕

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の理由
- 2 名 称
- 3 位 置
- 4 学則の変更事項
- 5 開設の時期
- 6 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 学級編制表
 - (5) 教職員組織表
 - (6) 教職員名簿
 - (7) 新たに採用する教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (8) 経費の見積り及び維持方法(設置経費の明細、届出年度及び設置後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (9) 校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (10) 校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (11) 飲料水が衛生上無害であることを証する書類(上水道以外の場合に限る。)
 - (12) 寄附行為(法人の場合に限る。)
 - (13) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第19号(第5条、第6条、第7条関係)

(平20規則5・令3規則19・一部改正)

様式第19号(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

分 校 廃 止 届

学校の 分校を廃止したいので、
〔 学校教育法施行令第27条の2第1項
学校教育法第131条
学校教育法施行令第27条の3 〕

の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 廃止の理由
- 2 廃止の時期
- 3 児童、生徒又は幼児の処置方法
- 4 指導要録等の処置方法
- 5 教職員の処置方法
- 6 施設、設備等の処置方法
- 7 添付書類
 - (1) 寄附行為(法人の場合に限る。)
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第20号(第5条関係)

(令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第20号(第5条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

経費の見積り及び維持方法の変更届

学校の経費の見積り及び維持方法を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の経費の見積り及び維持方法
- 4 変更後の経費の見積り及び維持方法
- 5 添付書類
 - (1) 届出年度及び変更後2年間の収支予算書
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第21号(第5条、第6条、第7条関係)

(平20規則5・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第21号(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

校 地 等 変 更 事 前 届

学校の校地等を変更したいので、 $\left(\begin{array}{l} \text{学校教育法施行令第27条の2第1項} \\ \text{学校教育法第131条} \\ \text{学校教育法施行令第27条の3} \end{array} \right)$ の

規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更の面積等

校地種類	変更内容	現有面積	増加(減少)面積	変更後面積	備 考
校舎敷地		m ²	m ²	m ²	
運 動 場					
そ の 他					
計					

4 添付書類

- (1) 校地等の変更に関する書類(売買契約書案又は工事請負契約書案、工事工程表の写し等)
- (2) 権利関係を証する書類
- (3) 資金計画書(変更にする経費及び充当財源の明細が分かるもの)
- (4) 図面(位置図、平面図、求積図)
- (5) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第21号の2(第5条、第6条、第7条関係)

(令7規則30・追加)

様式第21号の2(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

校 地 等 変 更 完 了 届

年 月 日付で届け出ました 学校の校地等について、変更が完了しましたので関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更完了年月日
- 2 添付書類
 - (1) 権利関係を証する書類

様式第22号(第5条、第6条、第7条関係)

(平20規則5・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第22号(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

校舎等変更事前届

学校の校舎等を変更したいので、 $\left(\begin{array}{l} \text{学校教育法施行令第27条の2第1項} \\ \text{学校教育法第131条} \\ \text{学校教育法施行令第27条の3} \end{array} \right)$ の

規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更の面積等

校舎種類	変更内容	現有面積	増加(減少)面積	変更後面積	備 考
普通教室		m ²	m ²	m ²	
特別教室					
計					

4 添付書類

- (1) 校舎等の変更に関する書類(売買契約書案又は工事請負契約書案、工事工程表の写し等)
- (2) 権利関係を証する書類
- (3) 資金計画書(変更に必要な経費及び充当財源の明細が分かるもの)
- (4) 図面(位置図、配置図、建物平面図・立面図、求積図)
- (5) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第22号の2(第5条、第6条、第7条関係)

(令7規則30・追加)

様式第22号の2(第5条、第6条、第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

校 舎 等 変 更 完 了 届

年 月 日付けで届け出ました 学校の校舎等について、変更が完了しましたので関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更完了年月日
- 2 添付書類
 - (1) 権利関係を証する書類

様式第23号(第6条関係)

(平19規則8・平20規則5・令3規則19・令7規則30・令8規則22・一部改正)

様式第23号(第6条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

目的変更認可申請書

専修学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 名 称
- 3 位 置
- 4 学則の変更事項
- 5 変更の時期
- 6 添付書類
 - (1) 学則の変更条文比較対照表及び変更後の学則全文
 - (2) 施設概要調書
 - (3) 校具及び教具の明細表
 - (4) 学級編制表
 - (5) 教職員組織表
 - (6) 教職員名簿
 - (7) 新たに採用する教職員の履歴書、学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書面及び教育職員免許状の写し(職員を除く。)
 - (8) 経費の見積り及び維持方法(設置経費の明細、申請年度及び変更後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書)
 - (9) 使用に係る校地、校舎等の権利関係を証する書類
 - (10) 使用に係る校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
 - (11) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第24号及び様式第25号 削除
(平17規則56)

様式第26号(第12条関係)

(平19規則8・令2規則9・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第26号(第12条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

代表者氏名

学校法人等寄附行為認可申請書

学校法人(準学校法人) の寄附行為の認可を受けたいので、私立学校法(第

23条第1項
152条第6項において準用する同法第23条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請
します。

(添付書類)

- 1 寄附行為
- 2 設立趣意書
- 3 設立発起人会等の議事録の写し
- 4 設立代表者の権限を証する書類
- 5 設立代表者の履歴書及び私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であることを誓約する書面
- 6 役員名簿
- 7 役員、評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書
- 8 役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面
- 9 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 10 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類
- 11 財産目録
- 12 不動産の権利関係を証する書類
- 13 主たる財産の価格評価書、預金残高証明書等
- 14 負債償還計画書
- 15 寄附申込書
- 16 設立経費の明細及び設立後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画並びにそれらに伴う収支予算書
- 17 設置する学校の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
- 18 その他知事が必要と認める書類

様式第27号(第13条関係)

(平15規則20・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第27号(第13条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所

氏名

学校法人等寄附行為変更認可申請書

学校法人(準学校法人) の寄附行為の変更の認可を受けたいので、私立学校法

〔第108条第3項
第152条第6項において準用する同法第108条第3項〕の規定により、関係書類を添えて申請

します。

1 寄附行為の変更条項及びその理由

2 添付書類

- (1) 変更条文新旧対照表
- (2) 変更後の寄附行為全文
- (3) 理事会及び評議員会議事録の写し

※寄附行為変更が次の理由による場合は、以下の書類を添付すること。

ア 学校、課程、学科等を設置する場合又は収益事業を行おうとする場合

- (ア) 財産目録
- (イ) 変更に係る校地、校舎等の権利関係を証する書類
- (ウ) 変更に係る主要な財産の価格評価書、預金残高証明書等
- (エ) 負債がある場合は償還計画書
- (オ) 申請年度の前年度の財務計算書並びに変更後2年間の事業計画及びそれらに伴う収支予算書
- (カ) 変更に係る校地、校舎等の図面(位置図、配置図、校舎平面図・立面図、求積図)
- (キ) その他知事が必要と認める書類

イ 学校、課程、学科等を廃止する場合又は収益事業を廃止する場合

- (ア) 財産の処分に関する事項を記載した書類
- (イ) 財産目録(変更後のもの)
- (ウ) 変更後2年間の事業計画及びそれらに伴う収支予算書
- (エ) その他知事が必要と認める書類

様式第27号の2(第13条関係)

(平15規則20・追加、令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第27号の2(第13条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

学校法人等寄附行為変更届

学校法人(準学校法人) の寄附行為を変更したので、私立学校法
〔第108条第5項
第152条第6項において準用する同法第108条第5項〕の規定により、関係書類を添えて届け
出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 寄附行為の変更事項
- 4 添付書類
 - (1) 寄附行為の変更条文比較対照表及び変更後の寄附行為全文
 - (2) 理事会及び評議員会議事録の写し(法人の場合に限る。)

様式第28号(第14条関係)

(令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第28号(第14条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

学校法人等解散認可申請書

学校法人(準学校法人) の解散の認可を受けたいので、私立学校法
(第109条第3項
第152条第6項において準用する同法第109条第3項) の規定により、関係書類を添えて申
請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 私立学校法及び寄附行為に定める手続を経たことを証する書類(理事会及び評議員会
議事録の写し)
- 3 財産目録
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 寄附行為
- 6 解散しようとする年度の収支決算(見込)書
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第29号(第14条関係)

(令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第29号(第14条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

清算人住所
氏名

学校法人等解散届

学校法人(準学校法人) を解散したので、私立学校法〔第109条第5項
第152条第6項において
準用する同法第109条第5項〕の規定により、届け出ます。

- 1 解散の理由
- 2 解散年月日

様式第30号(第15条関係)

(平19規則8・令2規則9・令3規則19・令7規則30・一部改正)

様式第30号(第15条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(1)住所

氏名

申請者(2)住所

氏名

学校法人等合併認可申請書

学校法人(準学校法人) (1)と学校法人(準学校法人) (2)の合併の認可

を受けたいので、私立学校法〔第126条第3項
第152条第6項において準用する同法第126条第3項〕の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 私立学校法及び寄附行為に定める手続きを経たことを証する書類(各学校法人の理事会及び評議員会議事録の写し)
- 3 私立学校法第129条に該当する場合は、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書の写し
- 5 合併後存続する学校法人又は合併によって新たに設立する学校法人の寄附行為
- 6 合併前の各学校法人の寄附行為
- 7 合併前の各学校法人の財産目録、不動産の権利関係を証する書類、主たる財産の価格評価書・預金残高証明書等及び貸借対照表
- 8 合併後存続する学校法人又は合併によって新たに設立する学校法人の役員、評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書(合併後存続する学校法人については、引き続き役員等たるものの就任承諾書を除く。)
- 9 役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面
- 10 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 11 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類
- 12 合併後2年の事業計画及びこれに伴う予算書
- 13 合併後存続する学校法人又は合併によって新たに設立する学校法人の設置する私立学校の学則
- 14 その他知事が必要と認める書類

様式第31号(第16条関係)

(平19規則8・令2規則9・令3規則19・令7規則30・一部改正)

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

登 記 完 了 届

下記事項について、組合等登記令の規定により登記したので、私立学校法施行令第6条第1項の規定により届け出ます。

- 1 登記の内容
- 2 登記年月日
- 3 添付書類
 - (1) 登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本
 - (2) 新旧対照表
 - (3) 役員、評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書
 - (4) 役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面
 - (5) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (6) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類
 - (7) 寄附行為に定める手続きを経たことを証する書類(理事会議事録の写し等)
 - (8) 辞任届

注 (2)以下は理事の登記の場合のみ添付してください。

年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

役 員 等 変 更 届

本法人の役員等(理事・監事・評議員・会計監査人)を変更したので、私立学校法施行令第6条第2項の規定により届け出ます。

(添付書類)

- 1 新旧対照表
- 2 役員、評議員及び会計監査人の就任承諾書及び履歴書
- 3 役員、評議員及び会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを誓約する書面
- 4 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 5 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書類
- 6 寄附行為に定める手続きを経たことを証する書類(理事会議事録の写し等)
- 7 辞任届